



寺院が知りたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑯

収益事業の判定基準 3

【席貸業】

宗教法人がその主たる目的とする業務に関連して行うもので、檀信徒等の用に供するもののうち、その利用の対価の額が実費の範囲を超えないものは、席貸業とはなりません。昭和59年4月1日に席貸業に関する施行令が改正されたとき、全日本仏教会は葬儀等のため本堂等を貸し付けた場合にはどうなるかについて、国税庁と何度も交渉をして一定の合意に至りました。

要約すると、その宗教法人の僧侶等が出仕する場合は、席貸業とならないというものです。その宗教法人の僧侶等とは、必ずしも住職や代表役員に限りません。その宗教法人に所属する聖職者ということです。

【周旋業、代理業、仲立業】

反復して業者に仲介を行い、その対価として金員を收受すると、周旋、代理、仲立のいずれかに該当します。例えば石材店等が任意に喜捨金として奉納する金員を收受して、その実質が石材店等への紹介料であって、客観的に仲介等の対価にあたると見られる場合には収益事業に該当します。しかし、石材店等にお客を紹介しない限り収益事業になりません。石材店等が施主を公告で募集してお客様を案内に来るものや、石材店等が宗教法人の檀家を紹介する形のものについては収益事業とはなりません。特定の石材店等を専属に入れている場合には、お客様を紹介しなくても収益事業になるといった見解も見られますが、石材店等を専属にすることと、お客様を紹介することは言葉の意味が異なりますから、いかに拡張解釈や類推解釈しても許されません。しかも租税法律主義は類推解釈を禁じています。

【技芸教授業】

和裁や洋裁の教授、着付教室、学習塾、語学塾、書道塾などです。武道塾は含まれません。技芸教授業を始める人に場所を貸して対価をもらえば席貸業になります。

【駐車場業】

駐車する場所を提供して対価を得る事業をいいます。月極め、年極め、有屋、青空を問いません。尚、有料駐車場に使用していた土地を売却したその代金収入は駐車場の収入とはなりません。収益事業に使用していた土地を売却しても、その土地を10年以上所有していた場合には、その代金は収益事業収入とはなりませんから注意を要します。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修